

## 報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

平成28年6月3日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 2 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

## 三田市条例第25号

### 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

付則第16項を付則第17項とし、付則第15項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を付則第16項とし、付則第14項中「付則第4項及び第6項」を「付則第5項及び第7項」に、「付則第4項及び第7項」を「付則第5項及び第8項」に、「付則第5項、第7項及び第8項」を「付則第6項、第8項及び第9項」に、「付則第7項から第9項」を「付則第8項から第10項」に、「付則第9項」を「付則第10項」に、「付則第10項から第12項まで」を「付則第11項から第13項まで」に、「付則第11項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第15項とし、付則第13項を付則第14項とし、付則第12項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を付則第13項とし、付則第11項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を付則第12項とし、付則第10項を付則第11項とし、付則第9項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を付則第10項とし、付則第8項中「付則第4項」を「付則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を付則第9項とし、付則第7項中「付則第4項」を「付則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を付則第8項とし、付則第6項中「付則第4項」を「付則第5項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を付則第7項とし、付則第5項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を付則第6項とし、付則第4項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を付則第5項とし、付則第3項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第4項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。